

国保だより

NO.95

発行：野田市 国保年金課 ☎7125-1111 内線3115～3118 平成30年7月1日

新しい保険証を送付します

現在お使いの保険証の有効期限は、平成30年7月31日となっております。8月1日以降にお使いいただく新しい保険証は、7月中旬から順次「簡易書留郵便」で世帯主様宛てにお送りします。

新保険証は簡易書留で

新しい保険証は、世帯主様宛てに、同一世帯の加入者全員分を同封し、簡易書留郵便で発送します。同一世帯でも、一般被保険者と退職被保険者、資格証明書交付世帯の大人と高校生世代以下は、それぞれ別封筒となります。

保険証を受け取りましたら、加入者全員分が届いているか、氏名、住所、生年月日などの記載内容の、確認をお願いいたします。

なお、現在お使いの保険証は有効期限経過後に、国保年金課、関宿支所もしくは各出張所にご返還いただくか、細かく裁断するなどして自己責任にお

還付金詐欺に、ご注意ください

市役所の職員を名乗る者からの不審電話が多発しています。

内容は、「以前、お知らせした医療費の還付手続がまだお済みでないようです。今日が締め切りです。急ぐので、ATMを使って返金します。」などと電話で話し、ATMに誘導し、返金を装って反対にお金を振り込ませようとするものです。

〇野田警察署 ☎712550110
〇振り込み詐欺相談専用ダイヤル ☎0120494506

いて廃棄してください。

新しい保険証は、6月15日現在の国保加入状況により作成しています。6月17日以降に、資格喪失届出をした方や、住民票の異動届（転出・転居等）を提出された方にも、届出前の内容で保険証を郵送する場合があります。

該当する方は、国保年金課、関宿支所もしくは各出張所で保険証の返還や更新をお願いします。

配達時不在の場合は

配達時に不在で、郵便局から、「不在連絡票」が投函されていた場合は、必ず保管期間内に再配達の手続きをする

●取引金融機関・口座番号・暗証番号などの個人情報をお知らせしない。

●相手の名前、所属、電話番号を聞く。

●教えられた電話番号に電話しない。ATMの操作を求める電話は「詐欺」と考え、要求に従わずに、すぐに左記へご相談ください。

〇野田警察署 ☎712550110
〇振り込み詐欺相談専用ダイヤル ☎0120494506

新保険証（一般被保険者用）見本

千葉県国民健康保険		有効期限 平成**年**月**日
被保険者証		記号 野田 番号 *****
氏名	野田 国男	
生年月日	昭和**年**月**日	性別 男
住居	野田 関宿 7番地 21	
世帯主氏名	野田 国男	
適用開始年月日	平成**年**月**日	一部負担金の割合 3割
交付年月日	平成**年**月**日	
保険者番号	120089	交付者名 千葉県野田市 印

（一般被保険者用：コスモス色 退職被保険者用：若竹色）

か、郵便局の窓口で運転免許証・保険証などの本人確認ができるものをお持ちの上、お早めにお受け取りください。保管期間が過ぎてしまった場合は、国保年金課までお電話にてお問合せください。

【郵便局からのお問い合わせ】

※「不在連絡票」配付により、郵便局への問合せの電話が集中し、繋がりにくい場合がありますので、なるべくインターネットによる方法をご活用いただくか、電話の場合は、音声自動案内をご利用ください。

また、郵便局の窓口へ直接受け取りに行く場合は、駐車場台数に限りがありますので、公共交通機関等をご利用ください。

6月13日

納入通知書を発送しました



納入通知書は世帯主に

国保は、一人一人が被保険者ですが加入は世帯ごとになるため、世帯主が納付義務者となります。
また、世帯主が会社等の健康保険に加入しており、国保に加入されていない場合でも、同一世帯の中に一人でも国保に加入されている方がいれば、世帯主が納付義務者となります。

納付回数を年間10回に

野田市では、国民健康保険の広域化にあわせ保険税から保険料へ変更、保険料率等の変更、納付回数を8回から10回に変更するなどの変更を行いました。納付回数を増やすことにより1回あたりのご負担が軽くなり納付しやすくなります。

また、回数を増やしたので、6月から3月までの毎月支払いをお願いいたします。

全国のコンビニでも 国保料を納付できます

納入通知書とともにお送りする納付書は1枚ずつ分かれていきます。納付の際は、納期や金額、期別をよくご確認ください。

国保料も、市税同様、休日、夜間を問わず全国のコンビニエンスストアで納付できます。

ただし、納期限を過ぎた納付書はコンビニエンスストアなどでは取扱いできませんのでご注意ください。
なお、領収証書は納入通知書と一緒に大切に保管してください。

納期限内の納付にご協力を

国保は、病気やけがをしたときに病院などで安心して診療が受けられるよう、加入者が国保料を負担し合ってお互いに助け合う制度です。

みなさんの納める国保料は、国・県からの負担金とともに国保制度を支える大切な財源となります。必ず納期限内に納付ください。必ずご理解とご協力をお願いいたします。

国保料の納付は 便利な口座振替で!!

納付書による納付では、納期のたびに銀行等へ行く手間がかかることや、うっかり納め忘れる場合があることから、市では口座振替を推奨しています。

【口座振替の申込方法】

預貯金通帳と届出印をご持参の上、金融機関本支店又は、ゆうちょ銀行の窓口でお申込みください。(市外店舗での申込みについては、収税課にご相談ください)

※申込みの際の注意事項

- ・ 納付義務者は世帯主です。
- ・ 口座振替は廃止の届出をしない限り次年度以降も継続されます。



平成30年度の国保料の算定方法

資産割の廃止を含む保険料率等の変更を行いました。

非自発的な理由で失業されたとき

国保料は、加入者の医療に充てる医療保険分と、後期高齢者医療を支える支援金分、加入者のうち介護2号被保険者の介護保険料にあたる介護保険分の合計により計算されます。

企業の倒産・解雇など非自発的な理由で失業された方は、国保料が軽減されます。

■届出をしてください。

次の①～③すべてに該当となる方は、公共職業安定所(ハローワーク)で公布された「雇用保険受給資格証」を持参のうえ、国保年金課へ届出してください。

- ① 離職時の年齢が65歳未満。
- ② 離職年月日が平成21年3月31日以降。
- ③ 雇用保険受給資格者証に記載された離職理由が次のいずれかの番号である。

- 11・12・21・22・23・31・32・33・34

平成30年度の国保料率等

区分	医療保険分	支援金分	介護保険分
所得割	5.50%	2.75%	2.24%
均等割額	14,000円	11,800円	13,300円
平等割額	34,000円	なし	なし
賦課限度額	58万円	19万円	16万円

※介護保険分は40歳以上65歳未満の方が対象

◎軽減期間

離職日の翌日の属する月から、離職日の翌日の属する年度の翌年度末まで

◎軽減内容

前年中の給与所得を本来の額の3割とみなして国保料(税)を計算します(高額療養費等の負担区分の判定も同様に行われます)。

所得による軽減

国民健康保険加入者、世帯主(国民健康保険未加入の場合を含む)の平成29年分の合計所得が一定以下の場合、国保料の均等割と平等割額が軽減されます。

■所得を申告してください。

平成29年分の所得申告(市民税申告等)をされている方は、この軽減を受けることができません。所得がない方、少ない方も必ず申告されますようお願いいたします。



国民健康保険法施行令の改正に伴い、市でも国民健康保険条例を改正にあわせ変更を行い、所得の算定について、5割軽減の対象となる被保険者の数にかける金額を27万円から27万5千円に引き上げ、2割軽減の

対象となる被保険者の数にかける金額を49万円から50万円に引き上げました。

所得による軽減基準

軽減割合	軽減基準
7割	33万円以下
5割	33万円 + (27.5万円 × 被保険者の数) 以下
2割	33万円 + (50万円 × 被保険者の数) 以下

国保料(税)を滞納する

- ①督促・催告が行われます
納期限を過ぎると、延滞金を徴収される場合があります。
- ②短期被保険者証が交付されます
通常の被保険者証の代わりに、有効期間が短い「短期被保険者証」が交付されます。
「短期被保険者証」は有効期間が4か月となるため、頻繁に更新手続きが必要になります。
- ③資格証明書が交付されます
さらに滞納が続くと、通常の被保険者証の代わりに、被保険者であることを証明する「資格証明書」が交付されます。

「資格証明書」では被保険者の資格は証明されても、医療機関などの窓口で支払う医療費は一旦全額負担になります。

④滞納処分が行われます

滞納が続くと法律により給与・預貯金などの差押えが行われます。

⑤その他の措置

国民健康保険の給付が全部、または一部が差し止めになる場合があります。

他の健康保険に加入しているのに
保険証が届いたとき

職場の健康保険に加入した(被扶養者を含む)場合には、ご自身で国民健康保険をやめる手続きをしていただく必要があります。自動的に切り替わらないので忘れずに届出をしてください。

職場の健康保険などに加入された方は、職場から交付された保険証(被扶養者分を含む)と国民健康保険の保険証を持参の上、すみやかに国保年金課、関宿支所もしくは各出張所に届出をしてください。

◎国民健康保険喪失に必要なもの

- 職場の健康保険証 (被扶養者分を含む)
- 本人確認できるもの
- 国民健康保険の保険証
- 個人番号のわかるもの

国民健康保険喪失手続きを忘れてしまい、国民健康保険で診療などを受けると、国民健康保険が負担した医療費を全額返還してもらうことになります。
(返還後、ご自身で加入されている保険組合に、請求をしていただくこととなります。)

国民健康保険の加入の
届出はお早めに

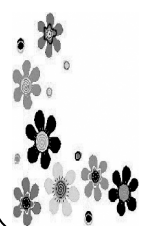
職場の健康保険などをやめたときは、退職日の翌日から国民健康保険に加入する必要があります。

届出が遅れると、国保料(税)をさかのぼって納めることになったり、その間にかかった医療費が全額自己負担となる場合があります。
手続はすみやかに、国保年金課、関宿支所もしくは各出張所に届出をしてください。

- ◎国民健康保険加入に必要なもの
- 職場の健康保険をやめた日付のわかるもの

【健康保険資格喪失証明書、退職証明書、離職票など】

- 年金手帳(60歳未満の方)
- 本人確認のできるもの
- 代理人手続きの場合は委任状
- 個人番号のわかるもの



【保健事業のお知らせ】

野田市の国民健康保険では、皆さまの健康増進、疾病予防、疾病の早期発見のため、次の事業を実施しています。

●人間ドック検査費用の一部助成

要件…以下すべてに該当する方

①申請日に野田市の国民健康保険に加入して1年以上で請求時に継続して被保険者である方

②年度当初に18歳以上の方

③国保料（税）に未納がない世帯に属する方

④検査結果数値を特定健康診査等に利用することに同意できる方

※市の実施する健康診査を同年度中に受診した場合は、助成を受けることは出来ません。

内容…人間ドック受検費用の1/2（上限2万円）を助成

申請方法…受検前に、人間ドック費用のおおよその金額及び受検医療機関名、受検日が分かるようにして、印鑑と国民健康保険証を持参し国保年金課又は支所・出張所にて申請してください。

●若者健康診査（無料）の開始

要件…年度当初18歳以上で、特定健康診査該当年齢前の国民健康保険被保険者

申請方法…該当の方には、6月下旬に受診券をお送りしました。

●健康ポイント事業の開始

年度当初18歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の方で、ポイント台帳記載の内容を実施し、一定ポイントがたまった方は、景品と交換できます。

【主なポイント獲得事業】

若者健康診査の受診…8百ポイント
 特定健康診査の受診…5百ポイント
 特定保健指導の利用…5百ポイント
 人間ドックの受検…5百ポイント
 胃がん検診や肺がん検診、大腸がん検診などの受診…各3百ポイント
 インフルエンザの予防接種、肺炎球菌予防接種等…各2百ポイント
 健康づくりフェスティバル、産業祭国保コーナーの参加…百ポイント
 自主取組（毎日30分歩くなど、自分で決めた健康づくりの取組）…1日10ポイント（上限5百ポイント）

【対象期間】平成31年1月31日まで

【景品】千ポイント単位で、100ポイントは野田市共通商品券、200目以降は野田市共通商品券、まめバス回数券、クオカードより選択。最高30日まで
 【申請期間】平成31年2月1日から28日までに国保年金課へ

【景品の交換】平成

31年3月中に引換券を郵送しますので、平成31年4月中に引き換えをお願いします。



特定健康診査を必ず受けましょう！

生活習慣病は、自覚症状がなく進行することが多いため、早期発見の方法は自らすすんで健診などの検査を受けるしかありません。野田市の国保に加入している40歳以上の方を対象として、生活習慣病の早期発見を目的に特定健康診査を実施しています。日頃の生活習慣が検査結果に表れ、ご自分の健康状態を知ることができますので、この機会にぜひ受診してください。

対象者は

野田市国保に加入している40歳（30年度中に40歳になる方を含む）以上75歳未満の方です。

対象者には、6月下旬に受診券を郵送しました。対象者の方で受診券がお手元に届いていない方は、保健センター又は関宿保健センターまでお問合せください。
 ※受診日に被保険者の資格がない場合は、受診できません。

実施場所は

市内指定医療機関(受診券に記載)

受診費用は

本年度より無料です。

健診内容は

問診・計測・診察・血圧測定・血液生化学検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査 等

受診期間は

7月1日から11月30日まで

受診方法は

市内指定医療機関に、健診日や時間などを確認の上、受診してください。予約が必要な場合があります。

問合せ先は

保健センター ☎7125-1188
 関宿保健センター ☎7198-5011

